

独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。第3において「法」という。）第17条第4項の規定により、市立学校（認定こども園及び幼稚園を含む。）の児童生徒及び幼児の保護者等（第2において「保護者等」という。）から徴収する共済掛金について定めるものとする。

(共済掛金)

第2 保護者等から徴収する共済掛金の額は、別表に定めるとおりとする。

(共済掛金の免除)

第3 児童生徒の保護者等のうち、各年度の5月1日（同月2日以後に新たに法第16条第1項の同意をした者にあつては、当該同意をした日）において、次の各号のいずれかに該当するものについては、経済的理由により、共済掛金を徴収しない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

(2) 前号に掲げる者に準ずる程度に困窮していると教育長が認める者

(委任)

第4 この要綱の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から実施する。

別表

種別		年額（児童等1人あたり）
小学校及び中学校	一般	460円
	要保護	20円
認定こども園及び幼稚園		205円